

○天理市都市公園条例

昭和45年3月31日条例第2号

改正

昭和48年3月31日条例第7号

昭和50年10月1日条例第23号

昭和53年3月30日条例第3号

昭和53年6月20日条例第14号

昭和56年7月6日条例第16号

昭和58年6月30日条例第10号

平成5年3月29日条例第8号

平成6年3月28日条例第7号

平成12年9月28日条例第26号

平成17年3月28日条例第11号

平成20年3月24日条例第17号

平成22年3月29日条例第14号

平成23年12月26日条例第23号

平成24年12月27日条例第30号

平成25年3月29日条例第11号

平成25年12月27日条例第31号

平成27年3月20日条例第16号

平成27年9月30日条例第34号

平成28年3月24日条例第27号

平成29年12月22日条例第31号

天理市都市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について

必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(都市公園の設置基準)

第1条の3 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の5に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の4 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（本市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

2 市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の5 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の6 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、次条に規定する場合は、同条各項で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の設置基準の特例)

第1条の7 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定す

る休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する県立自然公園の利用のための施設である建築物（次項に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、これらの建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、これらの建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3に規定する建築物

(2) 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

3 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条に規定するものを設ける場合は、これらの建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(公園施設に関する制限)

第1条の8 都市公園に公園施設として設けられる運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第2条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) バーベキュー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

(1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物若しくは土石を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) ごみその他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置すること。
- (9) たき火その他危険な行為をすること。
- (10) 都市公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
イ 設置の目的

- ロ 設置の期間
- ハ 設置の場所
- ニ 公園施設の構造
- ホ 公園施設の管理の方法
- へ 工事实施の方法
- ト 工事の着手及び完了の時期
- チ 都市公園の復旧方法
- リ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- イ 管理の目的
- ロ 管理の期間
- ハ 管理する公園施設
- ニ 管理の方法
- ホ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該占用物件の構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(占用料)

第9条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、別表第1に定める占用料を納付しなければならない。

(占用料の納付等)

第10条 占用料は、占用許可書交付の際納付しなければならない。ただし、その際納付することが困難と認めるときは、占用許可書交付の日から1月以内で、市長が定める納期限までに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占用期間が1年以上のものについては各会計年度ごとに徴収するものとし、占用者は、当該会計年度分をその年度の初めの日から1月以内で、市長が定める納期限までに納付するものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、会計年度ごとに期日を定めて2回以上の分納を許可することができる。

(占用料の減免)

第11条 占用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため占用するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として占用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(占用料の還付)

第12条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 占用者の責めに帰することのできない理由によって占用することができないとき。

- (2) 公益上又は市の都合により占用の許可を取り消すとき。
- (3) 占用者が占用開始前に占用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(連帯保証人及び保証金等)

第13条 市長は、必要に応じて、公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占用の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、若しくは必要な担保を徴することができる。

(運動施設)

第14条 運動施設は、別表第2のとおりとする。

- 2 運動施設の管理に関する事項については、この条例の定めるもののほか、天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）に定めるところによる。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
- (4) 第3条第4項各号のいずれかに該当すると認める者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第16条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第17条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、天理市公告式条例（平成12年9月天理市条例第28号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第20条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第18条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、消耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要

があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第19条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、原則として一般競争入札に付して行うものとする。

(工作物を返還する場合の手続)

第20条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第3号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月20日条例第14号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和53年7月規則第13号で、同53年7月30日から施行)

附 則 (昭和56年7月6日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年6月30日条例第10号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月29日条例第8号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月28日条例第26号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日条例第14号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（天理市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

11 第11条の規定による改正後の天理市都市公園条例第3条、第11条及び第17条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月27日条例第30号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第11号）

改正

平成25年12月27日条例第31号

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の天理市都市公園条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設の利用に係る利用料金について適用し、同日前の有料公園施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第16号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(天理市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の天理市都市公園条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、前項の規定による改正後の天理市都市公園条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

附 則 (平成27年9月30日条例第34号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市都市公園条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の天理市体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金から適用し、同日前の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月22日条例第31号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の4の改正規定、第1条の7の次に1条を加える改正規定及び第7条の2第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

都市公園の占用料

区分	単位	占用料金
電柱、その他柱類、公衆電話所、郵便差出箱、地下埋設物その他工作物		天理市道路占用料に関する条例(昭和29年9月天理市条例第51号)に定める額
その他の占用の場合	1年	評価額に100分の4を乗じた額
備考		

- 1 占用料の基準となる評価額は、市長が定める当該土地の評価額を当該土地の全面積で除して得た額に占用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。
- 2 占用面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その端数面積を切り上げて計算する。
- 3 占用料金が100円未満の場合は、100円とし、占用料金が10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げる。
- 4 その他の占用の場合の占用期間が1年に満たないときは、月割計算した額とし、占用期間が1月に満たないとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、日割計算した額とする。
- 5 その他の占用の場合で、占用期間が1月に満たないときの占用料金は、この表の規定により算定した占用料金の消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を加算した額とする。

別表第2（第14条関係）

運動施設

都市公園名	運動施設の名称
天理市長柄運動公園	奈良県天理健民運動場
	天理市立庭球場
	天理市立総合体育館
天理ダム風致公園	天理市天理ダム運動場